サークル活動運営マニュアル

<新規サークル・継続サークル共通>

ユーアイクラブ第46期(2025年度) [2025年7月1日~2026年6月30日]

| 名 称 | | | | |
|---|---|---|---|--|
| 種 目 | | | | |
| 役員 代表責任者) サブ ¹¹) 会計担当) | | | | |
| サークル認定時期)主な活動目的・内容 | 年 | 月 | B | |

ユニーグループ総合福祉センター

ユーアイクラブ 体育事業

☎ (0587) 24-8261 FAX (0587) 24-8260 〒492-8680 愛知県稲沢市天池五反田町1番地

- ◆サークル代表責任者が、異動等により変更になった場合は、必ずこのマニュアルを引継ぎし、 ユーアイクラブまで、代表者変更の連絡をしてください。
- ◆申請・報告は同封の申請書・報告書を使用してください。

★このマニュアルは、ユーアイクラブ規約第45条「サークル活動援助制度」の運営に基づいて定めるものです。

「サークル活動援助制度」は、ユーアイクラブ会員の健康・体力づくり、親睦、職場の活性化を目的としています。種目は、スポーツサークルや文化サークルなど、世間一般的にサークル活動として認められる内容で、かつユーアイクラブで認められた種目とします。

1. サークル申請について

(1) 新規サークル

5月25日まで、随時受付します。

(2) 継続サークル

毎年、年間活動報告及び更新申請をもって年度ごとに更新します。なお、年間活動報告及び更新申請については、期末前にユーアイクラブから手続き書類を送ります。

2. 登録の有効期間

当年7月1日~翌年6月30日の1年間

※期中申請の場合の登録は、認定日からとなります。

3. 新規サークルの登録申請について

(1) 基本事項

- ① サークルの人数は、原則としてユーアイクラブ会員 6名以上とします。会員の区分は問いません。
- ② ユーアイクラブ会員以外の雇用の人(メイト A など)が一緒に活動することは構いませんが、補助金や活動内容・活動人数の対象にはなりません。
- ③ 期首から活動をするサークルは、年間6回以上活動してください。
 - ※登録会員数の50%以上をもって1回の活動とみなします。
 - ※期中で新規登録した場合、期末までの登録月数の5割以上活動してください。 <例> 登録月数8ヶ月 → 4回以上、登録月数5ヶ月 → 3回以上
- ④ 会費・参加費の徴収は必ず行ってください。
 - ※登録会員数の50%以上をもって1回の活動とみなします。
 - ※期中で新規登録した場合、期末までの登録月数の5割以上活動してください。 <例> 登録月数8ヶ月→4回以上、登録月数5ヶ月→3回以上

(2) 認定を受けるための提出書類

- ① サークル認定申請書(所定用紙)
- ② サークル専用口座の銀行名・支店名・口座 No.・名義人が記載された部分のコピー ※代表者もしくは会計担当者名義で作成してください。
- ③ サークル規約(所定用紙)

4. 継続サークルの更新手続きについて

(1) 更新申請の提出

案内文書に記載の期限までに提出してください。

※期限を過ぎた場合は返金または補助金をカットします。

(2)提出書類

① サークル活動報告書(所定用紙)

年間の活動結果と会計報告を活動項目ごとに記載してください。

領収書(使用金額分)を必ず添付してください。余剰金が大きい場合は、最終残高(次期繰越金)が確認できる通帳のコピーの提出をお願いすることがあります。

- ② サークル認定申請書(所定用紙)
- ③ サークル専用口座(銀行・支店・口座 No.・名義人)記載部分のコピー
- ④ サークル規約(所定用紙)
 - ※規約は、活動内容に大きな変更があった場合のみ提出してください。

5. 補助金について

申請時の徴収予定金額に基づき下記の算出式にて補助金を決定し、年初に一括で支給します。 新規サークル等、期中で支給開始するサークルについては、月単位(1日~末日)で支給します。 毎月 25 日までに認定した申請について、翌月 1 日から支給対象となります。

「算出式] 年間の会費等の徴収予定金額×0.3

(年間上限 60,000 円、ただし登録月数が 6 か月未満の場合の上限は 30,000 円)

- ※3年以上継続して活動しているサークルには、特別付加金(20,000円)の追加補助があります。
- ※期中に会費・参加費以外で、別途徴収する予定のある「特別徴収金」は、年間の徴収金額に含んで申請してください。
- ※期末の報告時点で申請内容との差異が大きい場合は、返金または追加支給をします。

6. 補助金の優先順位について

補助金の優先順位に従って使用してください。

<優先使用順位>

- ① 会場費(講師料) ②備品代・教材費 ③合宿費 ④大会等の景品代
- ⑤ 飲食代(弁当や飲料等中心) ⑥交通費

7. 活動の禁止事項について

- (1)飲食費は、<u>年間支出総額の 70%を超えないでください。</u>超過した場合、サークル活動としては認められず、補助金は全額返金していただきます。
- (2) 景品等で金券(商品券等)を使用することは厳禁です。
- (3) メンバーの退職や異動に伴う送別会や記念品等を贈ることも厳禁です。
- (4) 親睦会や打ち上げ、新規の結成会等による飲食のみ活動は、年1回だけ行えます。
 - (1) のとおり、年間支出総額の70%を超えない範囲であれば、経費計上できます。

8. 補助金のカット・返金等について

(1)全額返金

- ・サークル活動以外の目的で補助金を使用した場合(サークル認定も取り消します)
- ・上記禁止事項を行った場合
- ・再三の要請にも関わらず、報告書の提出がない場合
- ・報告時に領収書の添付が全くない場合

(2) 一部返金(返金金額は、内容によって判断します)

- ・報告時に領収書の不足がある場合
- ・活動回数が、登録月数の半分未満の場合(不足回数分相当の返金)
- ・申請時の会費等の徴収予定金額と、報告時の金額の差が著しい場合
- ・期中で解散する場合
- ・その他、報告内容に不審な点が見られる場合

(3)助金額のカット

・継続サークルにおいて、報告書および継続申請書の提出が期日より遅れた場合、遅れた月数分

9. 事故が起きたときの対応(傷害保険の加入)について

サークル加入者は、個人で『ユーアイクラブ共済保険』に加入してください。未加入の状態で事故が起きた場合の責任は、会社・ユーアイクラブでは負いかねます(労災適用はできません)。あらかじめご了承ください。代表者においては、傷害保険未加入者への加入勧奨をお願いします。

会社では制度として「ユーアイクラブ共済保険」を推奨しています。一般の保険の約半額と保険料もかなり格安です。

特に傷害保険は、ケガによる通院だけでも保険金請求ができるのでオススメです。

- ○団体総合生活補償保険(傷害、所得補償、個人賠償保険)→ いつでも加入できる
- ○団体定期保険(死亡・高度障害保険)→ いつでも加入できる

10. サークルを解散する場合について

サークルの最終活動日までの報告を、サークル活動報告書にて報告してください。報告書を提出の際、 備考欄に解散と記載してください。

解散の場合は、ユーアイクラブにて報告書で活動期間・内容等を確認の上、補助金を再計算します。 活動状況によっては、返金が発生する場合もあります。

11. その他の留意事項について

- ・1人につき2サークルまで加入できます。ただし、同一種目のサークルに加入することはできません。
- ・更新やその他案内があるときには、代表責任者に連絡をします。代表責任者が異動等で変更になった場合は、必ずユーアイクラブに後任者の連絡をしてください。
- ・口座の名義や、銀行の統廃合による銀行名・支店名の変更についてもご連絡ください。
- ・下記 12 にあげるサークルについては、活動に際する条件を設けています。これを遵守できない場合は、 補助金の全額返金やサークルの認定を取り消すことがあります。

12. 条件付のサークル

<ゴルフサークル>

- ・サークル主催のゴルフコンペを年3回以上(登録月数が12ヶ月に満たない年度は、4ヶ月に1回の割合)で開催してください。
- ・上記の活動に加え、他のゴルフコンペへの参加(サークルメンバー分の費用計上ができます)やゴルフ練習場での練習などの活動をしてください。

<カラオケサークル>

・「スナック」や「居酒屋」等、飲酒を主体にした場所でのサークル活動は認めません。

〈麻雀サークル〉

- ・地域の生涯学習のメニューに麻雀があることにより許可しています。
- ・金銭の授受は一切禁止とします。
- ・健全に活動ができる場所で実施してください。

<講師をつけるサークル>

・サークル自身で講師と契約を結んでください。講師料については活動費に計上することができます。

サークル活動報告書の提出について

領収書やレシート等、活動の証明となる証憑を添付してください。

証憑類は、経費項目ごと(会場費・景品代等)、または、活動日ごとで仕分けをし、合計金額がわかるように記載してください。活動日ごとの場合は、各証憑の経費項目が分かるよう記載してください。

<例1>経費項目ごと



